

【労務】 心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正

「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正され、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知されました。この改正は、近年の社会情勢の変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、令和 5 年 7 月に報告書が取りまとめられたことを受けたものです。厚生労働省では、業務により精神障害を発病された方に対して、改正後の本基準に基づき、一層迅速・適正な労災補償を行っていくとしています。本記事では、改正の背景・ポイントを以下にご紹介します。

【改正の背景】

精神障害・自殺事案については、2011（平成 23 年）に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行ってきた。このたび、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023（令和 5）年 7 月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正を行った。



【認定基準改正のポイント】

■業務による心理的負荷評価表※の見直し

- ・ 具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
- ・ 具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ・ 心理的負荷の強度が、「強」、「中」、「弱」となる具体例を拡充
 - ➡ パワーハラスメントの 6 類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記
 - ➡ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記

※実際に発生した業務による出来事を、同表に示す「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価

▼カスタマーハラスメントについては、下記マニュアルをご参照ください。

厚生労働省：カスタマーハラスメント対策企業マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf>

■精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

悪化前おおむね 6 か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

■医学意見の収集方法を効率化

専門医 3 名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き 1 名の意見で決定できるよう変更

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html